

# ㈱ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング支援企画に係る募集要項

## 1. 企画概要

信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫（以下「信金中金」といいます。）は、㈱ナインシグマ・ジャパン（以下「当社」といいます。）と連携し、当社が大手メーカー等から依頼された技術探索案件（以下「案件」といいます。）を信用金庫取引先（以下「取引先」といいます。）に展開し、多くの取引先が技術マッチングに参加できるような取組み（以下「本企画」といいます。）を実施します。

〔㈱ナインシグマ・ジャパンについて〕

事業内容	技術仲介業、技術コンサルティング業 》顧客数 150 社以上（国内大手メーカーが中心） 》年間相談件数約 500 件 》技術マッチング成約件数 700 件超（累計）
設立	平成 18 年 10 月 》ナインシグマ・インク（米国、全世界で 4,000 件超の技術マッチング実績）の日本人として設立
代表者	代表取締役社長 諏訪 暁彦 氏
所在地	東京都千代田区内神田 1 - 3 - 3 FORECAST 内神田 5 階
資本金	24.6 百万円（平成 27 年 12 月期）
従業員数	65 人（平成 28 年 12 月末）

## 2. 実施内容

本企画においては、初めに各信用金庫が取引先から提供を受けた技術情報（技術の特徴、活用イメージ等）を信金中金が「しんきん技術データベース」（以下「技術DB」といいます。）としてとりまとめ、当社と共有します。

当社は、大手メーカー等から技術探索を依頼される都度、当該技術分野で技術情報の提供があった全ての取引先に対して案件を直接メール配信することで、取引先が自ら技術提案を行う機会を提供します。技術提案の手続きは、案件のメール配信時にお知らせします。また、当社の技術専門家が注目した技術を保有する取引先には、信用金庫を通じて、技術提案の打診を行います。

取引先は、技術提案を行う際に不明点や疑問点等があれば、技術専門家に直接連絡し、相談を行うことが可能であり、技術専門家は必要に応じて技術提案のサポートを行います。なお、実施フローの詳細は別添 3 「㈱ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング企画に係る企画フロー」をご参照ください。

〔中小企業における保有技術のイメージ〕

保有技術の例	
● 超硬材切削加工（加工・部品）	● 生体測定装置の制作（バイオ・医療）
● 半導体検査装置の制作（機械・精密）	● リチウムイオンバッテリーの制作（環境・エネルギー）
● 匂いセンサーの制作（測定・計測）	● たんぱく質の分離・精製（食品・飲料）
● インダクティブ充電装置の制作（電気・電子）	● 特殊用途向け通信機器の制作（情報通信）
● プラスチックの 3D 造形（化学・素材）	

※保有技術に制限はなく、幅広い技術が対象になります。

〔技術マッチングのイメージ〕

技術探索事例	技術提案事例
大手印刷機器メーカーが、セラミック素子を高速かつ低温で加工するための技術を募集	金属の精密研削・研磨加工事業者が、自社の <b>トレンチ（溝）加工技術</b> の活用を提案
大手食品メーカーが、高速かつ低コストで活性炭に塩をコーティングするための技術を募集	食品加工のほか、化粧品、建材、電子部品、自動車など多様な分野の事業者が、各社の <b>マイクロコーティング技術</b> の活用を提案

## 3. 募集概要

対象企業	対象技術を保持する全国の信用金庫取引先
対象技術	<b>次のカテゴリーに該当する工業技術</b> ①加工・部品 ②機械・精密 ③測定・計測 ④電気・電子 ⑤化学・素材 ⑥バイオ・医療 ⑦環境・エネルギー ⑧食料品・飲料 ⑨情報通信 ⑩その他の工業技術
応募条件	<b>次の事項にすべて同意すること。</b> ● 技術マッチングに関心があり、当社が保有する対象技術を他社に提供可能であること。（技術マッチング経験の有無は問いません。） ● インターネット通信設備があり、e-mail の受信・送信が可能であること。（案件の配信は、e-mail で実施します。） ● 申込書等で提供された技術情報を信用金庫、信金中金、当社等が共有すること。 ● 技術情報には機密情報が一切含まれておらず、当社の情報提供先に制約等はないこと。
提出書類	<b>「しんきん技術データベース掲載申込書」</b>
応募方法	本企画への応募を希望する取引先は、「しんきん技術データベース掲載申込書」に必要事項をご記入のうえ、 <b>紹介信用金庫に電子ファイルにてご提出ください。</b>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本企画は当社による案件の紹介を確約するものではありません。</li> <li>● 本企画を通じた技術提案書の作成については、必要に応じて当社の技術専門家によるサポートを受けることができます。技術マッチングにおける提案書作成に不慣れな場合でも、積極的に技術提案することをお勧めします。</li> <li>● 大手メーカー等への技術提案や選考の過程において、当社から資料の提出等を追加で依頼する場合があります。</li> <li>● 当社は、本企画の情報共有を図るため、案件のメール配信、技術提案および選考結果等の状況について、信用金庫および信金中金に提供します。</li> <li>● 申込書等で提供された技術情報は、本企画以外においても、取引先のビジネスマッチング支援を目的として信用金庫、信金中金および当社等により利用される場合があります。</li> <li>● 本企画への技術情報の提供は取引先が自らの責任に基づき行うものであり、信用金庫、信金中金および当社は何ら責任を負いません。</li> </ul>

## 4. お問合せ先

信金中央金庫 中小企業支援部 ネットワーク推進室  
 TEL：03-5202-7685 担当：藤田

以上

# ㈱ナインシグマ・ジャパンと連携した技術マッチング支援企画に係る企画フロー

## 《技術情報の登録》

- ① 信用金庫から信用金庫取引先（以下「取引先」という。）に対し、本企画の案内を行い、参加者を募集します。
- ② 本企画への参加を希望する取引先は、技術情報等の必要事項を記載した「しんきん技術データベース掲載申込書」（以下「申込書」という。）を電子ファイルにて信用金庫あて提出します。
- ③ 取引先から申込書を受領した信用金庫は、各取引先の技術情報を「しんきん技術データベース」（以下「技術DB」という。）に転載のうえ、申込書とともに電子ファイルにて信金中金 中小企業支援部 ネットワーク推進室（以下「ネットワーク推進室」という。）あて提出します。
- ④ 信用金庫から技術DBおよび申込書の提出を受けたネットワーク推進室は、内容を確認のうえ、取引先に対して、企画申込完了通知をメールにて行います。
- ⑤ ネットワーク推進室は、申込みのあった信用金庫分を技術DBに取りまとめ、㈱ナインシグマ・ジャパン（以下「当社」という。）あて提供します。

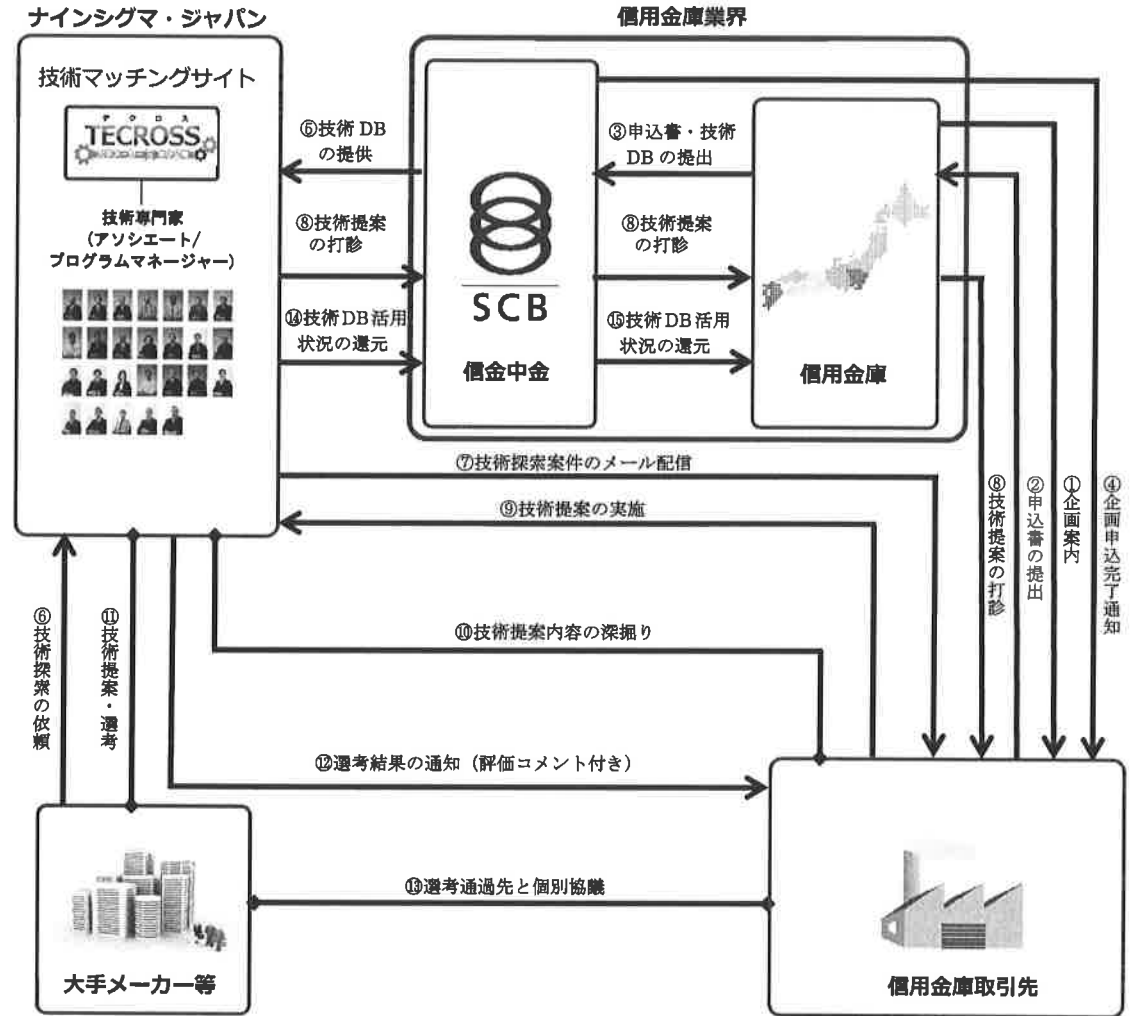
## 《技術探索案件の配信》

- ⑥ 当社は大手メーカー等から技術探索の依頼を受注します。
- ⑦ 当社は大手メーカー等から技術探索を依頼される都度、当該技術分野で技術情報の提供があった全ての取引先に対し、技術探索案件を直接メール配信します。
- ⑧ 当社の技術専門家が注目した技術を保有する取引先に対しては、ネットワーク推進室および信用金庫を通じて、技術提案の打診を行います。
- ⑨ 当社から配信された技術探索案件に対応できる取引先は、メールに記載の手続き（※）にしたがって技術提案を実施します。  
※「申込書」に記載した技術（＝「技術DB」に掲載されている技術）情報のみで技術提案を行う場合は、その旨当社に連絡いただくことで技術提案に係る申込手続きが完了します。未記載の技術や新たな技術活用方法の提案がある場合には、所定の応募用紙を提出いただきます。
- ⑩ 技術専門家は、大手メーカー等に提案するにあたり、必要に応じて各提案内容を深掘りします。この際、技術専門家から提案内容の確認等に必要な情報や資料の提出を追加をお願いすることもあります。
- ⑪ 取引先からの技術提案は、全て大手メーカー等へ報告されます。その後、大手メーカー等による選考が行われ、選考結果が技術専門家に通知されます。
- ⑫ 大手メーカー等からの通知に基づき、技術専門家は評価コメントを付したうえで、技術提案のあった取引先に検討結果を通知します。
- ⑬ 選考を通過した取引先は、大手メーカー等との個別協議に入ります。

## 《技術DB活用状況の還元》

- ⑭ 当社は、本企画における技術探索案件の配信状況、技術提案状況および選考結果（以下「技術DB活用状況」という。）をネットワーク推進室あて還元します。
- ⑮ 当社から技術DB活用状況の還元を受けたネットワーク推進室は、当該情報を信金中金の各営業店経由で各信用金庫あて還元します。

## 《実施フロー図》



## 参考：技術マッチングサイト「テクロス」の概要

- 「テクロス」 (<https://tecross.biz/>) は技術マッチングの裾野拡大を目的として当社が開発し、平成 28 年 3 月よりインターネット上で一般提供を開始した技術探索サイトです。
- 当社は、他社の優れた技術を活用したいと考えている大手メーカー等からの依頼を受け、技術探索に関する「募集要項」を一般公開可能な形でわかりやすくまとめ、誰でも閲覧可能な形で「テクロス」に掲載しています。
- 「テクロス」に掲載されている技術探索案件に応募制限等はなく、サイトに掲載されている「募集要項」を見て、技術探索案件に対応したいと考えている企業であれば、所定の応募用紙を提出することにより誰でも応募可能です。